

平成19年5月9日

各 位

第一管区海上保安本部経理補給部入札審査係

お知らせ（低入札価格調査制度について）

国土交通省においては、予算決算及び会計令第84条の規定等により最低価格の入札者を落札者としないうことが出来る契約として、従来から工事、物品製造、役務提供（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を除く）に係る請負契約をその対象としておりましたが、平成19年4月9日以降の入札、契約手続きが行なわれるものにつきましては、役務提供から除かれていた測量業務等各業務につきましても対象に含めることとなりました。

当管区におきましても国土交通省に準じた同様の対応となりますので該当する案件の入札につきましては、十分にご留意の上入札にご参加いただきますようお願い致します。

また、当該制度は、当管区関係の発注に限るものではなく、国土交通省の全ての機関が対象となります。

なお、当該制度についてご質問等がございましたら、次の担当窓口まで御連絡願います。

第一管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

< 低入札価格調査制度の概要 >

1. 対象となる調達分野：工事及び製造その他についての請負契約

物品の購入、保守契約を含まない賃貸借については、当該制度の対象外です。

「工事」については、既に従前より制度の運用を開始しておりますが、更に建設コンサルタント業務や測量業務などの工事関連の役務提供についても対象となりました。

2. 対象となる範囲：発注者が算定する予定価格、又は予定価格に数量等を加味した金額が、概ね1,000万円程度を超えると見込まれるもの。
(対象となる発注については、入札公告などの関係書類に明示しておりますので、ご確認願います。)

3. 当該制度の内容：発注者が作成する予定価格以下の入札価格であれば、その最低価格の者が落札者となりますが、当該調査の結果、次の場合に該当すると認められる時には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

入札に関する注意事項

第一管区海上保安本部 入札審査係

(下記 なお書き部分については、工事及び製造その他の請負契約に限る。)

書面により入札箱に投函された入札書については、『第一管区海上保安本部入札・見積者心得書』第6の各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提起できないものとする。

なお、当該価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施し、その結果、当該入札金額にて落札決定する可能性がある旨申し添えます。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意して下さい。